

滋賀食肉センター金属屑等売却契約書（案）

公益財団法人滋賀食肉公社 理事長 江島宏治（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、次の条項により、甲所有物の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、鉄屑約6.4t、ステンレス屑約7.4t、アルミ屑約20kg（以下、「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する請求書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項に規定する支払期限までに売買代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付するまでの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年10.75%の割合を乗じて得た金額を遅延損害金として、甲の発行する請求書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転およびその時期）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（第5条第2項の遅延損害金があるときはこれを含む。以下同じ。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した日から14日以内で甲乙両者が定める日に、売買物件をその保管場所において現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、乙は直ちに当該物品の受領書を後に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の受け渡し、運搬、および登録変更等の手続きについて、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従い行うものとし、当該手続きにかかる一切の費用は、乙が負担するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責に帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）であると認められるとき
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であるとみとめられるとき
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(原状回復義務)

第11条 乙は、甲が前条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還するこ

とができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第12条 甲は、第10条第1項の規定により本契約を解除した場合は、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 乙は、第10条第1項の規定により本契約が解除された場合は、乙が売買物件に投じた改良費、修繕費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第14条 甲は第12条第1項の規定による売買代金を返還する場合において、乙が第11条第2項および第13条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部または一部と返還金を相殺するものとする。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結およびこの契約に定める義務の履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買物件にかかる法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を保管、利用、再販売、処分または処理しようとすることは、当該法令等を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または、承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

以上の契約の証としてこの契約書二通を作成し、甲乙それぞれが一通を保持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　近江八幡市長光寺町1089-4

公益財団法人滋賀食肉公社

理事長　　江　島　宏　治

乙